

# 2021年度 新潟市空き家活用推進事業

地域活動活用タイプ

2021年（令和3年）4月26日（月）から先着順で受付

自治会、地域コミュニティ協議会、NPO団体などによる  
空き家や跡地の活用を支援します。

## 1. 目的

空き家や除却後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として、有効に活用されることを目的とします。

## 2. 補助対象・補助率・最大補助金額

○補助内容・補助率

- ① 空き家を地域で活用するためのリフォーム工事（外構含む）
- ② 空き家跡地を地域で活用するための空き家除却工事、跡地整備工事  
→上記工事費用の1/3を補助

○最大補助金額

- ①の場合 100万円（耐震改修を行う場合は200万円）
- ②の場合 50万円

## 3. 補助対象要件

対象となる団体について

自治町内会、地域コミュニティ協議会、その他の団体、対象空き家の所有者  
（その他の団体：市内に在住・在勤・在学5名以上で構成される非営利の団体）  
（対象空き家の所有者：工事後の空き家（跡地）を地域のために活用する方）

対象となる内容について（対象外となるものは裏面を御覧ください）

### ① 活用

空き家を地域で活用するためのリフォーム工事、外構整備工事  
（例）空き家を集会場として活用するための、手摺設置やトイレ改修など

### ② 跡地活用

空き家を除却し、跡地を地域で活用するための空き家除却工事、跡地整備工事  
（例）空き家を除却し、跡地を地域の駐車場や菜園にすることなど

※いずれも税抜工事費が3万円以上であること

## 対象外となる経費

- 土地、建物の購入
- 地域で活用する部分以外の工事
- 消費税、地方消費税相当額  
(活用の場合)
- 造付け以外の家具（カーテンなど含む）、電化製品（エアコン含む）、暖房器具や照明器具
- ハウスクリーニング、排水管清掃、白蟻駆除、設計や監理、各種申請手数料  
(跡地活用の場合)
- 家具、電化製品、暖房器具、照明器具などの物品の処分

## 4. 事業の流れ

- ① 下記の担当宛てに事前相談
- ② 事業計画を提出
- ③ 補助金交付申請
- ④ 工事（補助金交付決定後に着手してください）
- ⑤ 実績報告（令和4年3月15日締切・実績報告後に補助金をお支払いします）

## 5. お問い合わせ

建築部 住環境政策課 住環境整備室

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

電話 025-226-2815

Mail [jukankyo@city.niigata.lg.jp](mailto:jukankyo@city.niigata.lg.jp)

## 6. 詳細は下記Webページを御覧ください

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/jukankyo/yushi-josei/akiyakatsuyo.html>

（新潟市ホームページにて「空き家活用推進事業」と検索してください）